高齢者補聴器購入補助制度についての陳情

高齢者補聴器購入補助制度の本区での構築にあたり、より効果的で多くの区民が利用できる制度となるよう、下記の具体的施策を求める陳情を提出いたします。

記

- 1. 本区は台東病院、永寿総合病院、浅草寺病院、浅草病院で耳鼻咽喉科診療が行われ、毎年の耳の日(3月3日)の「講演会」と「聞こえ相談」などにご協力をいただいている耳鼻咽喉科医先生方など、難聴サポートに関しては他の自治体にはない豊かな体制がある。これらに関与される専門家のご協力をいただき、認知症予防に資する制度設計をすすめること。
- 2. 現金給付に加え、「補聴器現物給付」を実施すること。
- 3. 包括支援センターで認定補聴器技能者による巡回「聞こえ相談」と「物忘れチェック」を併せて「認知症発症予防策」を強めること。
- 4. 区制度利用者への継続的聴力検査や物忘れ健診、補聴器使用状況調査など継続的サポートを行い、専門家の協力で「認知症発症予防策」の観点での検証を行うこと。
- 5. 「住民税非課税世帯」などの低い所得制限は行わないこと。
- 6. 「東京都市町村包括補助」を積極的に活用すると同時に、補聴器補助に関する事務連絡の不 適切な規定を改廃すること。

例示:①「難聴障害者を除外」(障害者差別法に抵触のおそれ)②制度利用者サポートの観点が欠落③「認知症発症予防」の観点が欠落など。

7. 全国の先進自治体の制度を学ぶこと。

以上

令和6年1月25日

台東区議会議長

髙 森 喜美子 殿